

令和 8 年度第 7 回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）

1 0 時 0 0 分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和8年10月28日（水）10時00分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定（案）

定第35号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

報告事項(1) 令和8年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

報告事項(2) 鹿児島市学校規模適正化・適正配置基本計画検討委員会における中間意見（とりまとめ）及び適正化等の進め方について

非公開予定（案）

報告事項(3) 令和8年度地域文化功労者表彰について

6 その他

7 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 1 0 月 2 8 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第 6 条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和8年10月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
(係 長 級) 東昌小学校 主査	組合専従 主査	木元 晃一
(係 長 級)【出向】 人事課付 専門員	東昌小学校 専門員	吉満 猛

令和8年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

1 点検・評価の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は、毎年、教育に関する事務について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出・公表することとなっている。

第二次教育振興基本計画の開始年度である令和4年度からは、鹿児島市行政評価に準じて、見直しが必要と思われる事業を対象に見直しを図り、7年度は全37施策の評価を行った。

8年度は、引き続き、全継続事業の内部点検を行うとともに、7年度の実施状況の点検を行った上で、外部委員からなる教育行政評価会議で点検・評価を行い、教育委員会会議の議決を経て、議会への報告及び公表を行う。

2 評価対象

第二次教育振興基本計画（計画期間：令和8年度まで）に掲げる施策及び関連事業について実施する。

	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
報 告	全施策 現況報告	全施策 現況報告	全施策 現況報告	—	全施策 現況報告
評 価	事務事業評価 ・見直しが見込まれる事業 ・再点検の必要性が高い事業			全施策 評価	事務事業評価 ・一定の予算規模の事業
事務事業 ・施策数	4事業	3事業	2事業	37施策	約60事業

3 スケジュール

実施時期	実施内容	
10月	一次評価	所管課による点検・評価
12月～1月	教育行政評価会議	教育に関する学識経験者等による外部評価
1月	評価決定	1月定例会で議決
2月～	公表等	議会報告、公表

【参考】教育行政評価会議委員（任期：令和7年11月1日～令和9年3月31日）

氏 名	所 属 等	役 職 等
志賀 玲子	志學館大学	法学部 教授
内ノ倉 真吾	鹿児島大学	教育学部 准教授
森木 朋佳	鹿児島純心女子短期大学	生活学科 教授
橋口 俊一	市小学校長会	錦江台小学校長
鍋島 裕文	市PTA連合会	会長

鹿児島市学校規模適正化・適正配置基本計画検討委員会における中間意見（とりまとめ） 及び適正化等の進め方について

本市の学校規模適正化・適正配置については、平成30年3月に策定した「鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において、基本的な考え方や方向性を示し、地域住民等からの要望に基づき、現在3地域で取り組んでいる。

今後も児童生徒数の減少や校舎の老朽化等が見込まれる中、令和8年6月に、学校規模適正化等について多角的な視点から検討するために「鹿児島市学校規模適正化・適正配置基本計画検討委員会」を設置し、これまで計4回にわたり協議を重ね、基本計画の策定に向けた検討を進めてきた。

9月30日の第4回検討委員会において示された『本市の将来を見据え、現行の地域・保護者からの要望による方式から基本計画を策定した上で市において学校規模適正化等に計画的に取り組むこと（計画的な方式への転換）が必要である』との中間意見を踏まえ、「基本計画（素案）」の作成を進めるとともに、基本計画の策定に向けた協議・検討を進めていくこととする。

1 経緯・背景

① 少子化の進行で児童生徒数が減少しても、子ども達が多様な考え方に触れ、時には競い合って学びを高めながら成長できる教育環境を十分に確保し、毎年クラス替えができる等、一定の学校規模を確保することで、教育上・学校運営上の課題が生じないようにする。

② 校舎の老朽化も進行し、建替えや大規模改修を要する校舎が今後さらに増加する見込みで、多額の財政負担が生じることが懸念される（今後20年で100棟超の建替え）。

このような状況を踏まえ、現行の『基本方針』において、地域住民からの要望を契機として取組みを進めていた学校規模適正化・適正配置について、基本計画策定後は市が計画的に推進していくこととする。

2 検討委員会の概要

（１） 目的：「よりよい教育環境づくり」の整備に向け、学校規模適正化・適正配置基本計画の検討を行うため、鹿児島市学校規模適正化・適正配置基本計画検討委員会を設置。

（２） 所掌：市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する計画的な推進について整理検討し、意見を述べる。

（３） 組織：計10名（任期2年）で構成。

① 学識経験者2名 ②地域代表3名 ③保護者代表3名 ④学校代表2名

3 各回の検討委員会の内容

【第1回】令和8年6月19日（金）

内容：委嘱状交付（教育長→各委員）、委員長等互選

本市の現状、「基本方針」の内容、学校規模適正化等の課題、論点の確認・共有等
→市公立小中学校の状況（R8）と6年後予測（R14）の共有※参考資料1、2参照

【第2回】令和8年7月7日（火）

内容：適正化対象校の現状、他都市事例紹介、学校規模適正化・適正配置を進めるにあたっての問題・課題点

【第3回】令和8年8月19日（水）

内容：小規模校現状（小規模校長講話）、今後深めるべき論点、文科省手引改訂 R8. 8. 5 紹介

【第4回】令和8年9月30日（水）

内容：これまでの議論を踏まえた論点整理、基本計画の考え方及び今後のスケジュール
（これまでの主な議論内容）

- ・学校規模適正化等を進める第一の目的は、子供たちの「よりよい教育環境づくり」
- ・小規模校、特認校を望む児童生徒への配慮
- ・未就学児保護者の意見や地域の実情を考慮
- ・教育委員会に加え、市長部局を含めた関係課と連携した市全体での検討
- ・現状の地域、保護者からの要望に基づく方式のままでは適正化を適時に進めることは難しい
- ・市域全体や各地域の適正化の計画等をまず行政から示し、地域、保護者等関係者が共に取り組むことが必要

4 今後のスケジュール案

- ・令和8年10月～11月に「基本計画」（素案）を協議
- ・令和8年12月～9年1月にかけて市民参画手続（パブリックコメント、地域住民説明会）を実施
- ・令和9年3月を目途に「基本計画」の策定

＜参考＞現在の要望方式による学校規模適正化等の状況

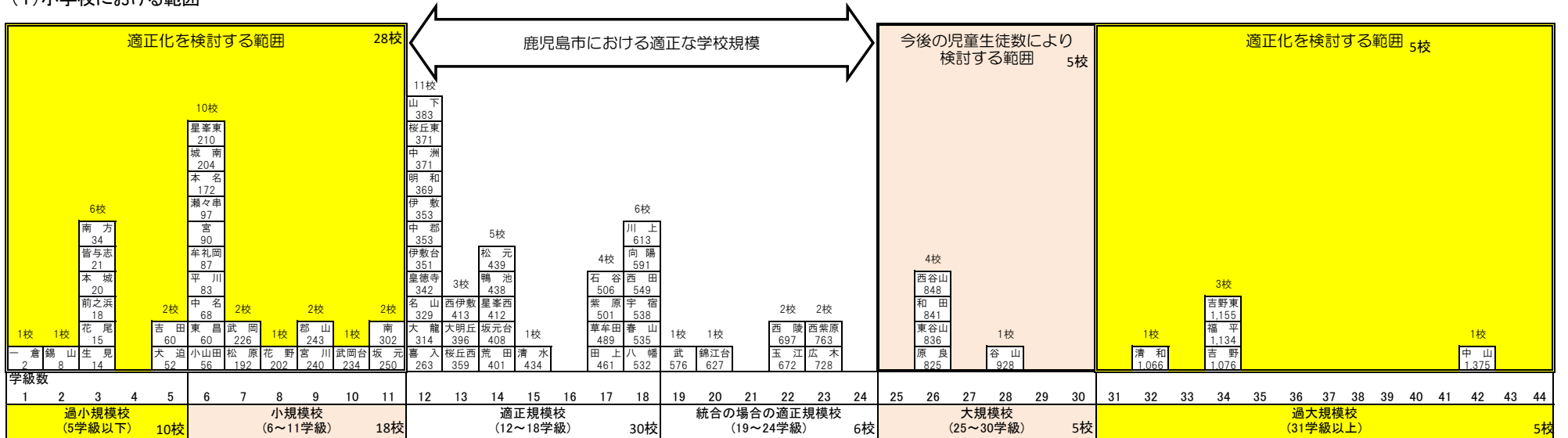
- （1） 桜島地域 5小3中 →R8.4月桜島学校（義務教育学校）開校
5小：桜洲小、桜峰小、東桜島小、黒神小、高免小 3中：桜島中、東桜島中、黒神中
- （2） 明和校区 1小1中 →1つの義務教育学校へ R12.4月開校目標
1小：明和小 1中：明和中
- （3） 喜入地域 3小 前之浜小、生見小が R9.4月に喜入小へ統合

鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する基本方針に示す「市内小・中学校の状況」

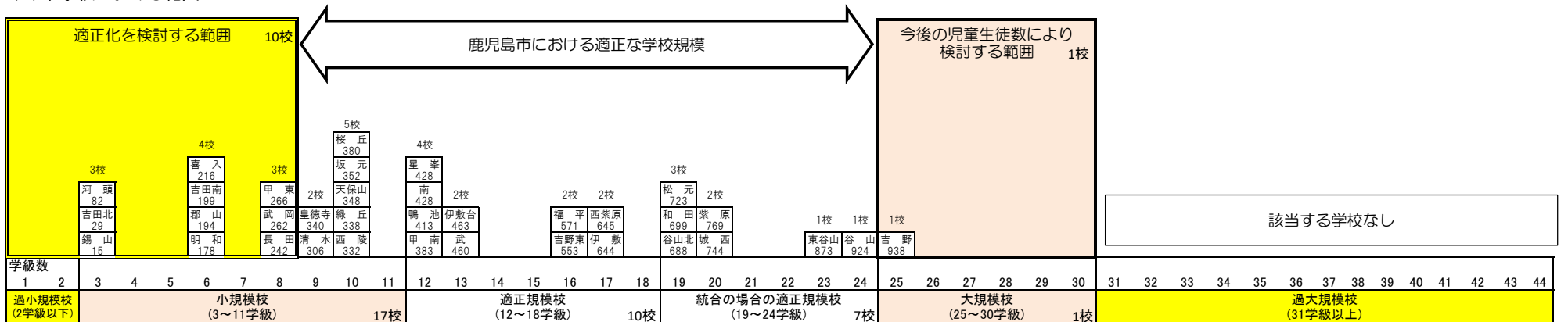
※令和8年5月1日現在
※学級数は、特別支援学級を除く
※桜島学校、玉龍中学校を除く

参考資料1

(1) 小学校における範囲



(2) 中学校における範囲



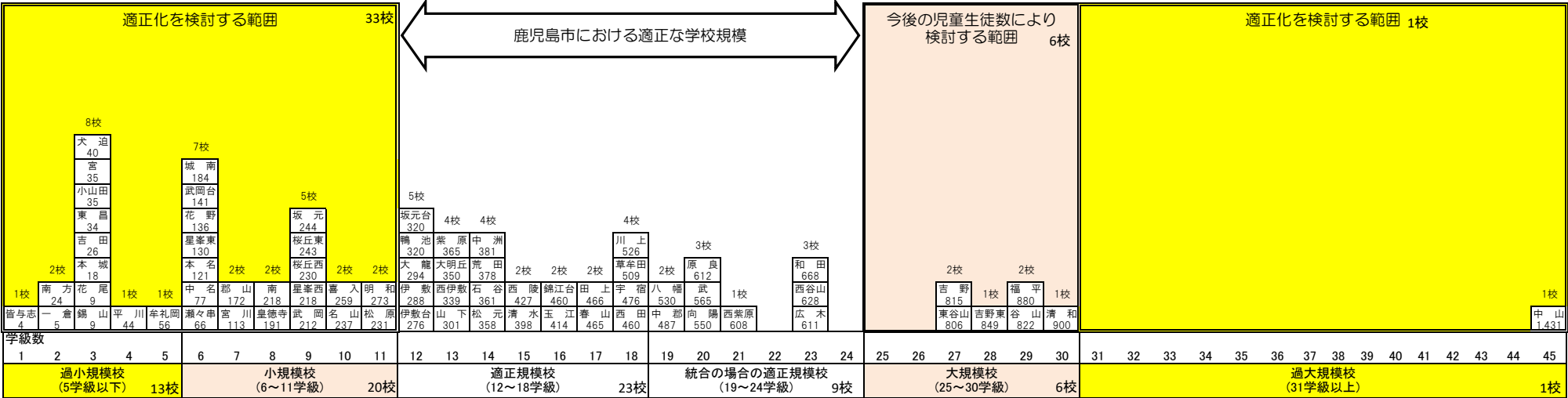
令和14年度の小学校・中学校の児童生徒・学級数の見込みについて(6年後予測)

参考資料2

鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する基本方針(平成30年3月)に示す「市内小・中学校の状況」

※令和14年見込
※学級数は、特別支援学級を除く
※桜島学校と玉龍中学校を除く

(1) 小学校における範囲



(2) 中学校における範囲

